

調 達 品 目 表

調達要求番号		作成部課	補給本部 需品部 需品管理課
調達要求年月日		作成年月日	
仕様書番号	C & L P S - V 0 0 0 1 2 - 8		

品名	カタログ製品名 ^{a)}	数量及び単位
機体回収車	1 ワイ・エンジニアリング (株) 機体回収車 U-5023 高機動型 又は同等以上のもの (他社の製品を含む。)	両

注^{a)} この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

2.1 一般事項

適用する法令は、自衛隊の使用する自動車に関する訓令に適合しなければならない。

2.2 同等とする性能等

a) 機関

排気量は、5 0 0 0 cc 以上とする。

b) 寸法及び重量

- 1) 全長 最大 7 2 0 0 mm (除雪装置を除く)
- 2) 全幅 最大 2 5 0 0 mm (除雪装置を除く)
- 3) 全高 最大 3 5 0 0 mm
- 4) 最低地上高 4 0 0 mm 以上
- 5) 車両総重量 最大 1 4 0 0 0 kg

c) 操縦室

- 1) ハンドル位置は、右側とする。
- 2) シングルキャビンとする。
- 3) 乗車定員 2名以上

調達品目表(続き)

4) サーチライト用の電源接続コネクタ及び遠隔操作装置を備える。

d) 駆動方式

2輪駆動とし、走行中に4輪駆動に切替操作が可能で、4輪デフロック付とする。

e) 油圧装置

- 1) 油圧の供給及び停止は、操縦席より操作ができなければならない。
- 2) 前部除雪装置及び後部ウインチの操作用動力として、出力が安定していなければならない。
- 3) 車体前部に、着脱の容易な油圧取り出し口(油圧カップリング)を設ける。

f) 荷台

- 1) 全鋼製平床三方開きで、後部に安全バンドを取り付けたほろ付とする。なお、ほろは着脱が容易な構造とする。
- 2) 後方のあおりが、折り畳み式の昇降用ステップを備える。
- 3) 荷台の乗車定員は12名以上とし、乗員用の折り畳みいすとして兼用できる構造の木製サイドラックを設ける。
- 4) 荷台の左右両側面に積載物固定用金具を設ける。
- 5) 温度設定可能な燃焼式の暖房装置を設ける。

g) 除雪装置

- 1) ブレード幅 3 200 mm 以上
- 2) ブレード高さ 900 mm 以上
- 3) 前部に懸架装置を介して装着する。
- 4) 進行角及び昇降の操作は、操縦席で行えなければならない。
- 5) 車体への着脱は、容易にできる構造とする。

h) ウインチ

- 1) けん引力 4.5 t 以上
- 2) ケーブル長さ 39 m 以上
- 3) 荷台後部に取り付け、車外から操作ができる構造とする。

調 達 品 目 表 (続 き)

i) 空気圧調整装置

タイヤの空気圧調整装置（低速時及び不整地時での適正な空気圧を保つ装置）を備え、操縦室内より操作ができなければならない。

j) 灯火類

自衛隊の使用する自動車の保安基準等について（通達）の保安基準に定めるほか、次の灯火類を備える。

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1) 補助前照灯（白色） | 前部に 2 E A |
| 2) 霧中灯 | 前部バンパー部に 2 E A |
| 3) 航空標識灯（黄赤色 15W） | 運転室上部に 4 E A |
| 4) 黄色回転灯（作業表示灯） | 運転室上部に 1 E A |
| 5) サーチライト（キャリア付） | 運転室上部に 2 E A |

2.3 塗装

- a) 車体外部は、NDS Z 8201の色番号2314 OD色により塗装する。
- b) 車体下部は、製造会社仕様の黒色で塗装し、製造会社仕様の防錆塗装を施す。

2.5 製品の表示

- a) 銘板の品名は、“機体回収車”とする。
- b) 自動車番号標は、C&LPS-V00008の2.4.4の表2の“車両法適用除外指定の車両”とする。

2.6 附属装置

- a) エアコン 1 式
- b) 粉末消火器ABC・1.8kg・自動車用の取付金具1EAを操縦室内の適当な位置に取り付ける。
- c) 後方視界の死角をカバーするための補助ミラーを、助手席側バックミラー付近（操縦席から確認できる位置）に設ける。
- d) バックモニターを取り付ける。
- e) AM/FMラジオ及び時計 1 式

調 達 品 目 表 (続 き)

- f) カーナビゲーションシステム1式を取り付ける。ただし、テレビの視聴が不可能となる措置を講じなければならない。(AM/FMラジオ及び時計がカーナビゲーションシステムと一体型の場合は、e)を除いてもよい。)

5.1 提出書類等

- a) 及び d) を除き、提出する。

5.2 自動車検査証・車歴簿

提出する。

5.4 附属品・予備品

- a) 附属品は、次による。

- 1) 粉末消火器ABC・1.8kg・自動車用(消防法及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第6条及び第7条の規格適合品、リサイクルシール付) 1EA
- 2) 非常信号灯(道路運送車両の保安基準適合品、乾電池式、懐中電灯兼用式) 1EA
- 3) タイヤチェーン 1両分

- b) 予備品は、予備タイヤ(ホイール付)1本とする。